

公益財団法人宮崎県スポーツ協会慶弔に関する取扱

1 対象者及び慶弔等の取扱

対象者	取 扱		
	対象者が体育功労にかかる叙勲、褒章を受章	対象者が死亡	対象者が 3 ヶ月以上病気療養
①本会の役員	祝 電	香典 10,000円 花輪 10,000円 弔電	見舞金 5,000円 又は同等の見舞品
②本会の役員の配偶者		香典 10,000 円、弔電	
③本会の元役員			
④宮崎県スポーツ少年団の 常任委員			
⑤宮崎県スポーツ指導者協 議会の理事			
⑥宮崎県スポーツ医・科学 委員会の理事			
⑦宮崎県総合型地域スポーツ クラブ連絡協議会の役員			
⑧専門委員会等の委員			
⑨加盟団体の会長			
⑩加盟団体の副会長、理事 長、事務局長又はこれに かわる役職の者		弔 電	
⑪上記の他、理事長が特に必要と認める場合			

* 本会の役員とは、名誉会長等、評議員、理事、監事をいう。
* 理事長が特に必要と認める場合とは、事務局職員又は関係機関団体の関係者の慶弔とし、上記の取扱に準じて行う。

- 2 この取扱は、平成24年4月1日から施行する。
令和2年4月 1日 一部改正
令和5年4月 1日 一部改正
令和7年3月21日 一部改正